

介護老人保健施設 銀玲 運営規程

介護老人保健施設

▶ ユニット型介護老人保健施設

短期入所療養介護

通所リハビリテーション

介護予防短期入所療養介護

介護予防通所リハビリテーション

医療法人 社団 平形会

介護老人保健施設 銀玲 運営規程

第1章 総 則

第2章 定員および従業者

第3章 サービスの内容および費用の額

第4章 運営に関する事項

第5章 雑 則

第1章 総 則

（趣 旨）

第1条 この規程は、医療法人 社団 平形会が開設する介護老人保健施設 銀玲（以下「銀玲」という。）における次に掲げる施設および事業の運営に関し、重要な事項を定めるものとする。

- （1）介護老人保健施設（以下「施設」という。）
- （2）ユニット型介護老人保健施設（以下「ユニット型施設」という。）
- （3）指定短期入所療養介護事業（以下「短期入所」という。）
- （4）指定介護予防短期入所療養介護事業（以下「介護予防短期入所」という。）
- （5）指定通所リハビリテーション事業（以下「通所リハビリ」という。）
- （6）指定介護予防通所リハビリテーション事業（以下「介護予防通所リハビリ」という。）

（施設・事業の目的）

第2条 施設は、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護・医学的管理の下における介護、機能訓練およびその他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その入所者の居宅における生活への復帰を目指すことを目的とする。

2 ユニット型施設は、入居者一人一人の意思および人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練およびその他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとする。

3 短期入所は、居宅要介護者が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護・医学的管理の下における介護、機能訓練およびその他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活を向上させ、および利用者の家族の身体的および精神的負担を軽減することを目的とする。

4 介護予防短期入所は、利用者が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護・医学的管理の下における介護、機能訓練およびその他必要な医療ならびに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の介護予防および療養生活を向上させ、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、向上を目指すことを目的とする。

5 通所リハビリは、居宅要介護者が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。

6 介護予防通所リハビリは、利用者が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む

ことができるよう、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、向上を目指すことを目的とする。

（運営の方針）

第3条 銀玲は、銀玲を利用する者（以下「利用者」という。）の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護保険施設サービス、短期入所、介護予防短期入所、通所リハビリおよび介護予防通所リハビリ（以下「施設サービス等」という。）を提供しなければならない。

2 銀玲は、明るく家庭的な雰囲気有するよう努めるとともに、特に地域および家庭との結びつきを重視し、積極的に地域との交流に努めるものとする。

3 銀玲は、市町村、地域包括支援センター、介護保険施設、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図るものとする。

（説明および同意）

第4条 銀玲の従業員は、施設サービス等の提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者および家族等に対し療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明をし、同意を得なければならない。

（身体拘束の禁止）

第5条 銀玲においては、利用者に対する施設サービス等の提供にあたって、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（守秘義務および個人情報の保護）

第6条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

（名称等）

第7条 銀玲の名称等は次のとおりとする。

- （1）施設名 介護老人保健施設 銀玲
- （2）所在地 茨川市石原 564-1
- （3）管理者 金子 英人

第2章 定員および従業者

（定員）

第8条 銀玲の施設、短期入所および介護予防短期入所の入所定員は、70名とする。

2 銀玲のユニット型施設のユニット数およびユニットごとの入居定員は、4ユニット 30名とする。
また、ユニット数は4、ユニットごとの入居定員は7名と8名とする。

3 銀玲の通所リハビリおよび介護予防通所リハビリの利用定員は、45名とする。

（従業者の職種、その内容および員数）

第9条 銀玲の従業者の職種、その内容および員数は、別表第1のとおりとする。

第3章 サービスの内容および費用の額

（施設サービス等の内容）

第10条 銀玲で提供する施設サービス等の内容は、次のとおりとする。

- （1）施設サービス計画、短期入所療養介護計画（おおむね4日以上継続して利用する場合。）、介護予防短期入所療養介護計画（おおむね4日以上継続して利用する場合。）、通所リハビリテーション計画および介護予防通所リハビリテーション計画の作成
- （2）食事の提供（利用者が選定する特別な食事の提供を含む。）
- （3）入浴（一般浴槽または特別浴槽における入浴とする。）
- （4）看護および医学的管理の下における介護
- （5）機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション等）
- （6）退所に向けた総合的支援
- （7）各種相談に対する指導および援助
- （8）その他利用者に対する便宜の提供

（利用料およびその他の費用の額）

第11条 利用者が銀玲から施設サービス等の提供を受けた場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該施設サービス等が法定代理受領サービスである時は、その1割の額とする。

2 銀玲は、前項に定める額のほか、次の各号に定める費用につき別表第2に額を掲げ、かつ、当該費用に関し利用者および扶養者の同意を得た時は、利用者および扶養者から当該利用の額の支払いを受けることができる。

（1）施設・ユニット型施設

- ① 食事の提供に要する費用
- ② 居住に要する費用
- ③ 利用者が選定する特別な療養室の費用
- ④ 利用者が選定する特別な食事の費用
- ⑤ 理美容代
- ⑥ その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの

（2）短期入所

- ① 食事の提供に要する費用
- ② 滞在に要する費用
- ③ 利用者が選定する特別な療養室の費用
- ④ 利用者が選定する特別な食事の費用
- ⑤ 送迎に要する費用
- ⑥ その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの

（3）通所リハビリ

- ① 食事の提供に要する費用
- ② 入浴の提供に要する費用

- ③ 利用者の選定により通常事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- ④ 通常要する時間を超える通所リハビリであって利用者の選定により必要となる費用の範囲内において、居宅介護サービスまたは居宅支援サービス費用基準額を超える費用
- ⑤ おむつ代
- ⑥ その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの

(4) 介護予防短期入所

- ① 食事の提供に要する費用
- ② 滞在に要する費用
- ③ 利用者が選定する特別な療養室の費用
- ④ 利用者が選定する特別な食事の費用
- ⑤ 送迎に要する費用
- ⑥ その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの

(5) 介護予防通所リハビリ

- ① 食事の提供に要する費用
- ② 利用者の選定により通常事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- ③ おむつ代
- ④ その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの

3 前項の費用の額を変更した場合は、当該変更した額について新たに利用者および扶養者の同意を得なければならない。

第4章 運営に関する事項

(銀玲の利用にあたっての留意事項)

第12条 利用者は、銀玲を利用するにあたっては従業者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めなければならない。

2 その他銀玲の利用にあたっての留意事項は、管理者が別に定める。

(通所リハビリおよび介護予防通所リハビリの営業日および営業時間)

第13条 通所リハビリおよび介護予防通所リハビリの営業日および営業時間は、次のとおり定める。

(1) 営業日 月曜日から土曜日まで(12月29日から1月3日までを除く)。

(2) 営業時間 午前9時から午後4時まで。ただし、利用者の選定により通常要する時間を超えて行う通所リハビリの提供が必要と認められる場合は、この限りではない。

(通常の送迎および通常の事業の実施地域)

第14条 短期入所および介護予防短期入所の通常の送迎の実施地域は、渋川市、吉岡町、榛東村とする。

2 通所リハビリおよび介護予防通所リハビリの通常の事業の実施地域は、渋川市、吉岡町、榛東村とする。

（褥瘡の発生防止）

第 15 条 銀玲、施設サービス等の提供にあたり褥瘡が発生しないよう、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- （１）褥瘡のリスクが高い利用者に対し、褥瘡予防のための計画を作成すること。
- （２）褥瘡予防担当者を定めること。
- （３）銀玲褥瘡対策チームを設置し、褥瘡対策のための指針を整備すること。
- （４）従業者に対し、褥瘡対策に関する教育を行うこと。

（衛生管理）

第 16 条 銀玲は、施設内において感染症または食中毒が発生、まん延しないように、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- （１）感染対策担当者を定めること。
- （２）感染対策委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底すること。
- （３）感染症または食中毒の予防およびまん延の防止のための指針（銀玲感染対策マニュアル）を整備すること。
- （４）前号に定めるマニュアルに基づき、従業者に対する研修を定期的に行うこと。

（非常災害対策）

第 17 条 銀玲は、防火管理者を別に定め、非常災害に関する具体的な計画を立てなければならない。

- 2 銀玲は、非常災害に備えるため、毎年６月に昼間の非常災害訓練（通報訓練、消火訓練および避難訓練を行うものをいう。以下同じ。）を、12 月に夜間を想定した非常災害訓練を実施しなければならない。
- 3 銀玲の従事者は、常に、災害の防止と利用者の安全確保に配慮しなければならない。

（要望および苦情処理）

第 18 条 銀玲は、提供した施設サービス等に関し利用者または家族等から要望および苦情があった時は、管理者の責任において迅速かつ適切に対応し、その対応策を要望および苦情を申し出た者に説明するものとする。

- 2 要望および苦情の受付責任者を別に定め、苦情の処理のシステムは銀玲リスク管理委員会で定めるものとする。

要望または苦情について電話をいただく場合は、

◎銀玲苦情相談窓口 0279-60-6655 までご連絡ください。

また、施設以外にご相談される場合は、

◎渋川市役所 福祉部介護保険課 0279-22-2111

◎群馬県国保連合会 介護保険課 027-290-1323 までご連絡ください。

- 3 利用者または家族等の要望および苦情を受け付けるため、事務室サービスカウンター窓口に「ご意見箱」を設置するものとする。

（事故発生の防止および発生時の対応）

第 19 条 銀玲は、事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針（銀玲事故予防・対応マニュアル）を整備すること。
 - (2) 銀玲は、事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 安全対策責任者を定めること。
 - (4) 事故発生の防止のための委員会（銀玲事故防止委員会）および従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 銀玲は、利用者に対する施設サービス等の提供により事故が発生した場合は、同マニュアルに基づいて、直ちに必要な措置をとるとともに、利用者の家族等に連絡をしなければならない。死亡事故その他重大な事故については、遅滞なくその概要を県および市町村に報告しなければならない。
 - 3 銀玲は、前項の事故の状況および事故に際してとった措置について記録するものとする。
 - 4 銀玲は、利用者に対する施設サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（サービスの質の評価）

- 第20条 銀玲は、自らその提供する施設サービス等の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。なお、評価にあたっては、銀玲サービス評価委員会を組織して行うこととする。
- 2 前項に定める評価委員会は、銀玲の従業者以外の者をもって組織するよう努めなければならない。
 - 3 銀玲は、第一項に定める評価委員会の評価を要約し、公表するよう努めなければならない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

- 第21条 銀玲は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - 2 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 3 従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - 5 前1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第5章 雑 則

（委 任）

- 第22条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、医療法人 社団 平形会の同意を得て、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成 13 年 6 月 1 日から施行する。

平成 15 年 4 月 1 日 改定
平成 17 年 4 月 1 日 改定
平成 17 年 5 月 1 日 改定
平成 17 年 10 月 1 日 改定
平成 18 年 4 月 1 日 改定
平成 19 年 11 月 1 日 改定
平成 21 年 4 月 1 日 改定
平成 21 年 8 月 1 日 改定
平成 22 年 4 月 1 日 改定
平成 25 年 3 月 1 日 改定
平成 26 年 4 月 1 日 改定
平成 27 年 4 月 1 日 改定
平成 30 年 11 月 1 日 改定
令和 6 年 4 月 1 日 改定
令和 6 年 8 月 1 日 改定
令和 8 年 4 月 1 日 改定
令和 8 年 6 月 1 日 改定
令和 8 年 8 月 1 日 改定

別紙第 1（第 9 条関係）

銀玲の従業者の職務等

職 種	職 務 の 内 容	員数	
管理者	銀玲の従業者の管理および業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。	1 人	
医 師	利用者の病状および心身の状況に応じて、日常生活的な医学的対応を行う。	1 人以上	
薬剤師	医師の指示に基づき、薬剤の管理および服薬指導等を行う。	1 人以上	
作業療法士	リハビリテーションプログラム等を作成し、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行う。	1 人以上	
理学療法士	リハビリテーションプログラム等を作成し、理学療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行う。	1 人以上	
言語聴覚士	リハビリテーションプログラム等を作成し、作療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行う。	1 人以上	
看護職員	医師の指示に基づき、投薬、検温、血圧測定等の業務および施設サービス計画等に基づく看護・介護を行う。	入所 6 人以上 ユニット 2 人以上	通所 1 人 以上
介護職員	施設サービス計画等により医学的管理に基づく介護を行う。	入所 18 人以上 ユニット 8 人以上	通所 6 人 以上
管理栄養士	献立の作成、栄養指導、嗜好調査等利用者の食事・栄養管理を行う。	1 人以上	
介護支援専門員	施設サービス計画等の原案を作成し、その他ケアマネジメントを行う。	1 人以上	
支援相談員	利用者および家族からの処遇上の相談に適切に応じるとともに、入退所事務等を行う。	1 人以上	
調理員	管理栄養士の指導のもとで、利用者に提供する食事を調理する。	5 人以上	
事務員	庶務、会計、介護報酬請求等の事務を行う。	1 人以上	
運転手	通所リハビリテーション、短期入所療養介護の送迎時の運転を行う。	1 人以上	
清掃員	施設内の清掃、利用者の衣類洗濯等を行う。	1 人以上	